

## 地对協コーナー

今号では、12月に開催された委員会の報告をお届けします。12月19日(木)には在宅医療・介護連携推進専門委員会が開催されました。2025年以降「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化するとされており。また、外来患者数が既に減少局面にある医療圏が多いとされる中で、全国での在宅患者数が2040年以降にピークを迎えると推計されており、在宅医療は今後ますます重要となります。在宅医療においては、医療と介護に関連する多職種の連携が必要不可欠であり、本委員会において必要な取り組みを進めています。

皆さまのご要望やご意見などがございましたら、遠慮なく、事務局までお寄せください。また、過去の各委員会活動などは、地对協ホームページ (<https://www.citaikyo.jp/>)へ掲載していますので、アクセスをお待ちしております。

### ○第1回在宅医療・介護連携推進専門委員会

日時：令和6年12月19日(木)19時30分

場所：広島県医師会館 3階 301会議室/

Web

委員長：吉川 正哉

令和6年度における在宅医療に係る各種調査結果、在宅医療従事者等の安全確保（各種ハラスメント防止、対処方法に関する研修会）、在宅医療・介護連携推進事業コーディネーターにおける交流会の実施等について報告があり、意見交換を行った。

#### 議題

##### (1) 在宅医療従事者等の安全確保について

令和4年1月に埼玉県ふじみ野市で発生した散弾銃男立てこもり事件を踏まえて、埼玉県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、在宅の医療・介護の現場における暴力・ハラスメント実態把握のためのアンケートの実施、警察安全相談、在宅医療従事者安全確保対策などの事業を行っている。

また、広島県が令和4・5年度に実施した医療機能調査（在宅医療）の結果より、ハラスメントに関する調査結果が報告され、各委員に在宅医療におけるハラスメントの現状、所属団体での取り組みについて意見を伺った。

訪問看護師や介護士が利用者やその家族から受けるハラスメントは、女性の被害者が多く、男性利用者本人のほか息子によるセクシャルハラスメントが問題視された。また、ハラスメント被害時には、報告書の提出を求めるようになっていても、実際に提出されたことはほぼなく、実態把握が難しい現状にある。

##### (2) 在宅医療・介護連携推進事業コーディネーターにおける意見交流会開催について (案)

広島県より、各市町行政担当者、在宅医療・介護連携推進事業コーディネーターを対象に、コーディネーター活動における悩みを共有するとともに広域的なネットワークを形成することを目的とした意見交流会を開催予定であることが説明された。

開催時期は令和7年2月頃で、各参加者からは、活動内容・困っていること・心がけていることなどを発表いただいた後、グループワークの実施を検討している。

#### 報告事項

##### (1) 令和6年度退院調整等状況調査結果の報告について

本調査は、県内の医療機関と在宅の連携の実態を経年的に把握することで、退院支援と退院後の在宅支援を推進していく上での基礎資料とすることを目的に、県内全ての地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に依頼し実施した。調査の内容は、令和6年8月～1ヵ月間の医療機関を退院した要介護者等の退院時状況（担当利用者数、在宅医療を受けている人数、退院した利用者の状況など）である。

##### (2) 在宅医療に関する啓発ツール（情報サイト）について

広島県より、現在、在宅医療はすまいる医療（在宅医療に関する情報サイト）のリニューアルを行っていること、また、来年度には、在宅医療を身近に感じてもらうこと、在宅医療に携わる医師への理解や魅力を発信する動画の作成を予定していることが説明された。

動画は、①在宅医療に携わる医師へ、どのような経緯で在宅医療に関わり、どのような想いで仕事をしているかなどをインタビュー形式にて紹介する、②実際に医師に同行して“在宅医療の現場”取材し、どのような医療を施し、患者とどのように向き合っているのかなどを紹介する内容が企画されている。

委員からは、「特に、基幹病院に勤務する若手医師へ在宅医療に関する知識を身につけてほしいため、医療機関等に向けての啓発も検討してほしい」旨の要望があった。

### (3) 「医療・介護職等のためのフレイル予防講演会～地域とつながるフレイル予防～(仮題)」について

広島県より、令和7年2月28日(金)18:00～20:00、大内尉義氏ならびに狩谷明美氏を講師に迎え「フレイル予防」をテーマに講演会を開催することが説明された。検討中の事項もあることから、詳細については後日改めて案内される。

#### ○第1回精神疾患専門委員会

日時：令和6年12月23日(月)19時00分

場所：広島県医師会館 3階 301会議室/  
Web

委員長：岡田 剛

新たな地域医療構想における精神医療の位置付けおよび広島県の精神医療を取り巻く状況について報告した。また、ギャンプル等依存症支援ドクター(仮称)の養成および本協議会作成の「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」の取り扱いについて協議した。

#### 報告事項

##### (1) 新たな地域医療構想等について

地域医療構想の取組および進捗について、広島県医療介護政策課より説明があった。

広島県における現在の報告病床数は2025年の病床数の必要量に比べて過剰であり、病床機能別では、回復期が不足、その他の医療機能で過剰となっている。

現行の地域医療構想については、国の通知に基づき、年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、検証を踏まえて行う必要な対応といったPDCAサイクルを通じた構想を推進することとしている。

新たな地域医療構想については、2040年頃を

見据え、病院のみならずかかりつけ医機能や在宅医療、医療介護連携等を含めて検討されている。

今後のスケジュールについては、令和7年度に国から新たな地域医療構想に関するガイドラインが発出され、令和8年度に都道府県において新たな地域医療構想が策定され、令和9年度から新たな地域医療構想の取り組みが開始される想定である。

精神医療については、現行の地域医療構想では、精神病床の病床機能報告等は行われていないが、国における精神医療の専門家や有識者を交えたプロジェクトチームにて、新たな地域医療構想における精神医療の位置づけについて検討され、地域の医療提供体制全体の中に、精神医療も含めて考えることが適当であるとした。また、地域医療構想に精神医療を位置づける場合の課題等として、病床数の必要量の推計方法、精神病床の機能区分、病床機能報告の報告事項、精神医療の構想区域・協議などの具体的な内容は、法律改正後に施行に向けて必要な関係者で議論する必要がある、精神医療に係る施行には十分な期間を設けることが必要であるとした。

これに対して、委員からは精神医療が地域医療構想に組み込まれる経緯等について質問があった。

##### (2) 広島県保健医療計画の進捗状況および評価等について(令和5・6年度版)

広島県保健医療計画の進捗状況および評価等について、広島県疾病対策課より説明があった。

第7次保健医療計画における令和5年度の精神疾患対策では、全12項目中3項目が目標達成となり、慢性期全体の入院需要は減少傾向であった。

精神疾患対策に係る主な取組としては、①重層的な連携による支援体制の構築、②長期入院精神障害者の地域生活への移行、③多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理としており、これまでの取組状況について報告した。また、広島県の精神保健福祉対策事業の実施状況について報告した。

保健医療計画については、実効性を高めるため、疾病事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させ、数値目標の年次推移や施策の取組状況の評価を行い、必要に応じて施策の見直し等を図ることとしている。第8次計画でも目標達成の割合をさらに増加させるべく、様々な取り組みを推進していきたいとした。

委員からは、認知症患者の入院率が増加しているため、認知症患者のBPSDの対策に関し、精神科医師だけでなく、他の診療科の医師への教育・周知を求める意見が出された。

報告事項

(1) ギャンブル等依存症支援ドクター (仮称) の養成について

広島県は、広島県依存症対策推進計画に基づき、ギャンブル等依存症支援ドクターの養成を進めることとした。ギャンブル等依存症の正しい知識をもとに、当事者や家族への適切な支援を行うことのできる人材を育成することを研修の目的とし、対象者を精神科医師等とした(コメディカルスタッフも受講可能だが、修了証は医師のみの発行とする)。また、依存症医療研修に位置付けられる研修とし、研修の実施機関は広島県依存症治療拠点機関である医療法人せのがわ瀬野川病院とした。この研修を修了した医師であることについては、医療広告制度における本県独自の広告可能事項とするよう調整中である。また、広島県依存症対策推進計画における目標値として、依存症専門医療機関(ギャンブル等依存症)の設置数を7機関とした。

(2) 児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関情報について

広島県疾病対策課より、「児童・思春期精神

医療の診療可能な医療機関リスト」の今後の取り扱いについて提案があった。

平成26年度に、地対協児童思春期精神医療検討WGにて作成した「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」については、令和2年度に更新後、一部の医療機関情報に変更が生じていることから、情報更新の必要があるが、定期的なアンケート調査の実施は負担が大きいとし、今後の取り扱いを整理することとした。

広島県は、令和6年度から運用開始となった厚生労働省の「医療情報ネット(ナビイ)」の活用により、医療機能情報提供制度に基づく情報提供の推進を図ることを提案した。具体的な対応として、現在、児童思春期の診療可能な医療機関リストに掲載の医療機関、ナビイに「児童精神科」の登録がある医療機関、前回更新時に児童思春期の診療は可能であるが、公表は不可とした医療機関に対して、医療機能情報を更新する際に、「児童精神科」の診療科目の登録やキーワード等の詳細情報の登録を促すこととした。なお、地対協のホームページに掲載している「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」については削除することとした。

また、ナビイに「児童精神科」として登録している医療機関が7施設にとどまっていることについては、精神科の標榜科名で児童を診療している施設があることが考えられ、「児童精神科」の登録を依頼することとした。

県地対協からの提供資料について

県地対協では以下の県内共通クリティカルパス、パンフレット、マニュアル等を作成しています。ご入り用の際は下記事務局までご連絡ください。

【地域連携クリティカルパス】

- 乳がん患者さんのための「わたしの手帳Ver.7」
  - 肺がん術後患者用「わたしの手帳Ver.3」
  - 心筋梗塞・心不全 手帳 地域連携パス
  - 心筋梗塞・心不全手帳の使い方 ご本人・ご家族用
  - 前立腺がん 手帳 地域連携パス
  - 甲状腺がん 手帳 地域連携パス
  - 大腸がん 手帳 地域連携パス
  - 大腸がん内視鏡治療後患者用手帳
  - 胃がん 手帳 地域連携パス
  - 胃がん内視鏡治療後患者用手帳
- など

【パンフレット・マニュアル】

- ACPの手引き 「豊かな人生とともに…」

【事務局】 広島県医師会地域医療課 電話：082-568-1511 Eメール：citaikyo@hiroshima.med.or.jp



乳がん患者さんのための「わたしの手帳 Ver.7」



肺がん術後患者用「わたしの手帳 Ver.3」



心筋梗塞・心不全 手帳 地域連携パス



心筋梗塞・心不全手帳の使い方 ご本人・ご家族用



前立腺がん 手帳 地域連携パス



甲状腺がん 手帳 地域連携パス



大腸がん 手帳 地域連携パス



大腸がん 内視鏡治療後患者用手帳



胃がん 手帳 地域連携パス



胃がん 内視鏡治療後患者用手帳



ACPの手引き 豊かな人生とともに

など

※一部ホームページにて公開中

広島県 地対協 検索